

(昭和28年9月1日 リハビリテーション(第二号)より)

身体障害者の雇用徹底のための賃金の「労働障害率」だけ保障せよ

中央身体障害者福祉審議会々長 高木憲次

身体障害者の雇用という難問題は世界各国とも未解決のまま悩めるところである。

我邦に於ては、労働省に雇用安定課なる専門の課が設けられてより格段の進展を示すに至れることは周知のことである。然し乍ら雇用促進の要望が必死に叫ばれたり、識者にして強制雇用など勿論正道ではないが、雇用徹底のためには、最早強制雇用の外ないかも知れぬ、と嘆ずる者のあるのは、身障者雇用の現状が決して満足すべきものでない証左と思われる。

雇用の問題は、国民の認識を深めることを基盤とするも、

決して唯企業家の所謂協力のみを要請勧奨し、即ち企業家に多少なりと、その犠牲に於て解決せんとしたり、その憐憫同情に縋って解決せんとする策は、決して本道でもなし、普遍性にも永続性にも乏しいであろう。

高木の兼て提唱する案

- 一、就職と雇用のスタートは、先ず『現代科学を総動員して、身障者の復活能力と復活労働能力とを高めること』であり、
- 二、国家又は社会が『労働障害率だけ保障すること』が雇用徹底の正道である。

註 復活能力とは、残存能力のみに非ず。残存能力と手術等による回復能力と代償能力との総和に命名した。「職能力」とは、適職々場に於ける作業能力であり、労働能力とは、絞上の職能能力に耐久力等を加味せるものである。

I 「労働障害率だけ保障」とは？

今或る身障者が療育の結果、復活能力向上し、更に職能補導の結果、当該適職につき、その労働能率が仮りに70%まで向上せる者ありとすればその者の労働障害率30%である。

今社会又は国家が、その適職職種に対する賃金の労働障害率(この場合30%)だけ保障するならば、当該雇用主は、賃

金の労働能率(この場合70%)だけ支払えばよいことになる。

そうなれば企業主の犠牲に於て雇用されているのではないから、身障者は何んらヒケ目を感じることなく職場で働けるし、又健常者と変りなく税金を納むる矜持をもつて生を樂しむことが出来るであろう。

この制度が普遍・徹底した暁には、強制雇用など最早問題とならないであろう。

II 本制度下に於ける適職とは？

(1) 茲に「適職とは身体的復活能力や労働的復活能力だけで評釈したものではない。企業体を含めて凡ての環境の実状を顧慮して撰出したる職種」である。

(2) 労企互に納得・融和することが雇用の根元であるから、たとい労働障害率だけ、その賃金が国家又は社会保障されているからといつても、決して凡ゆる職場を凡ゆる身障者が強要し得るものではない。適職々種と判定されたる範囲内に於て希望職種を選出・登録すべきである。

これは、企業の種類によりては、或る職場の操作を、若し或る肢節に或る機能障害を有する者が占拠するときは、その企業全体に重大なる停滞と損失とを及ぼすことがあるからである。斯る場合は、企業の安定性を顧慮して、これを非適職

身体障害者の雇用徹底のための賃金の「労働障害率」だけ保障せよ

とするのでなければ、労企の両立融和は保てない。

(3) 絞上の見地よりして、少くとも主要なる職種に就ては、その『所要労働能率の最低基準』を制定して置くことが不可欠であるとする高木の提唱を首肯しうるのである。

III 適職の向上と特殊技能

身障者は、元々数や量による競争場裡なぞに就職することは、心身の過労に陥ることとなるのみであるから須らく技術面の向上を計るべく職能補導のレベルは可及的高くすることが望ましい。幸にも更に何等かの特殊技能を修得することが出来れば理想的である。

以上は、身体機能障害者のために、大正年代より祈願したる夢であり、終戦後は、『身障者のための全国巡回相談と講演の旅』先きにて、老の繰り言の如く論述してまいつたところである。時に又かという擧げを覚悟の上にて、是が実現をみる迄は、決して本提唱を諦念するものではない。